

横浜商工会議所

# ガイドブック

経営の困った!の  
すぐヨコに



経営支援

業務支援

交流

販路拡大・お取引支援

証明・申請・認証

共済・保険・年金

人材育成・産学連携

福利厚生

情報提供・自社PR

表彰

貸会議室・談話室

政策提言・要望

ご入会について

特定商工業者制度について

# 横浜商工会議所ガイドブック 目次

<b>経営支援</b> .....	<b>2</b>	ビジネス総合保険制度.....	22
経営相談.....	2	業務災害補償プラン.....	23
専門相談.....	2	休業補償プラン.....	23
<b>金融相談</b> .....	<b>3</b>	小規模企業共済制度.....	24
小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資).....	3	経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度).....	24
会員連携融資.....	3	<b>人材育成・産学連携</b> .....	<b>25</b>
会員限定保証.....	4	検定試験.....	25
創業支援融資(創業特例).....	4	ビジネスセミナー.....	26
日本政策金融公庫による融資相談会.....	5	WEB セミナー.....	26
<b>業務支援</b> .....	<b>6</b>	横浜インターンシップ制度.....	27
労働保険事務組合.....	6	市内大学と連携した合同会社説明会.....	27
BCP(事業継続計画) 相談窓口.....	6	<b>福利厚生</b> .....	<b>28</b>
「SDGs 経営」 専門相談窓口.....	7	会員優待サイト CHAMBER PASS.....	28
デジタル化相談窓口(デジタル化支援サイト).....	7	ベネフィット・ステーション(福利厚生代行サービス).....	28
中小企業アジア展開支援アドバイザー紹介制度.....	8	生活習慣病健診.....	29
<b>交 流</b> .....	<b>9</b>	チェンバースカード.....	29
部会活動.....	9	<b>情報提供・自社 PR</b> .....	<b>30</b>
支部活動.....	10	YOKOHAMA 商工季報.....	30
女性会.....	11	よこはまビジネス PR 便(広告チラシ同封サービス).....	30
青年部.....	11	横商サムライねっと.....	30
会員年頭祝賀会.....	12	ハマの社長ねっと.....	31
会員の集い.....	12	横浜商工会議所ホームページ バナー広告.....	31
土業ネットワーク交流懇談会.....	13	横浜経済記者クラブ.....	31
新会員交流会.....	13	横商プレスリリースサポート.....	32
<b>販路拡大・お取引支援</b> .....	<b>14</b>	<b>表 彰</b> .....	<b>33</b>
ザ・ビジネスモール.....	14	優良産業人表彰.....	33
よこはま商い発見市場!(横浜商業取引促進商談会).....	15	創業百五十年・創業百年会員企業顕彰.....	33
ザ・商談!し・ご・と発掘市.....	15	<b>貸会議室・会員談話室</b> .....	<b>34</b>
ハマの!異業種交流会.....	16	横浜シンポジア・会議室.....	34
入札王.....	16	会員談話室「ありあけハーバービューラウンジ」.....	34
<b>証明・申請・認証</b> .....	<b>17</b>	<b>政策提言・要望</b> .....	<b>35</b>
貿易関係証明(非特恵).....	17	横浜市政に関する要望.....	35
第一種特定原産地証明(EPA 特恵).....	17	神奈川県政に関する要望.....	35
会員証明.....	18	税制に関する要望.....	35
電子認証サービス(電子証明書発行サービス).....	18	道路に関する要望.....	35
横浜市廃棄物交換システム事業.....	19	<b>ご入会について</b> .....	<b>36</b>
容器包装リサイクル.....	19	<b>特定商工業者制度について</b> .....	<b>37</b>
<b>共済・保険・年金</b> .....	<b>20</b>		
生命共済制度.....	20		
特定退職金共済制度.....	21		
年金共済制度.....	21		
情報漏えい賠償責任保険制度.....	22		

# 経営支援

## 経営相談

あらゆる経営相談にお応えします。  
相談無料！秘密厳守！

### 経営相談

#### 経営のことなら何でもご相談下さい

企業経営においては、日々様々な問題に遭遇し、思い悩んでしまうことも少なくありません。そんな時はぜひ横浜商工会議所にご相談下さい。  
相談員が、相談窓口、または直接企業を訪問して、金融、営業、取引等、経営全般についてのご相談をお受けしています。

お問い合わせ

中小企業相談部 各支部担当課（裏表紙参照）

### 専門相談

#### 専門家がズバリご相談にお応えします

複雑化した社会の中で、法律、税務、労務、ITへの対応等、昨今の経営環境は、高度な知識を持った専門家への相談が不可欠な場面が数多くあります。そんなご相談に対応するため、横浜商工会議所では、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、中小企業診断士等、各分野の専門家を専門指導員として委嘱し、経営上のあらゆるご相談をお受けしています。

#### ●専門相談 委嘱専門家

弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士・中小企業診断士・社会保険労務士・弁理士・技術士・不動産鑑定士 等

#### 【法律相談】 ※要予約

ご相談例 債権回収 雇用問題 借地・借家問題 特許・商標 不動産取引 破産処理 取引上のトラブル 等々

#### 【創業・経営改善に関する専門家相談】 ※要予約

ご相談例 ●創業を目指す方や、創業間もない方

・創業に向けて事業計画を作成したい ・開業手続きや会社の設立の方法を知りたい ・開業資金の借入方法について知りたい 等々

●経営力の向上を目指す中小企業の方

・ビジネスプランを作成したい ・アイデアをビジネスモデルとして構築したい ・販路拡大を図りたい  
・ITを導入したい ・経営革新を目指したい ・各種支援施策について知りたい 等々

その他、様々な専門的なご相談に対応しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

中小企業相談部 各支部担当課（裏表紙参照）

# 金融相談

事業資金は早めのご相談を

## 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）

### 無担保・無保証人・固定金利。国の融資制度

横浜商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人・保証料不要・固定金利という条件でご利用頂ける制度です。融資は、横浜商工会議所にお申し込み頂き、調査・審査の後、日本政策金融公庫から実行されます。

- 融資限度枠 2,000 万円
- 融資期間 運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内
- 据置期間 運転資金 1 年以内 設備資金 2 年以内

### ●ご利用できる方

- 商工会議所の経営指導を一定以上(原則6ヶ月以上)継続して受けている小規模事業者で
- ・常時使用する従業員が 20 名以下（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業は 5 名以下）の事業者の方
  - ・最近 1 年以上横浜市内で事業を行っている方
  - ・納期の到来している税金を完納している方
  - ・日本政策金融公庫の融資対象業種である方

お問い合わせ  
中小企業相談部 各支部担当課（裏表紙参照）

## 会員連携融資

### 金利面・保全面・審査期間の 3 つを優遇

会員限定

横浜商工会議所が市内 9 の金融機関と連携し、一般枠の融資より「金利」「保証面」「スピード」を優遇した会員向けの融資制度です。優遇内容は次の通りとなっています。

- ◎ 金利優遇（通常の申し込み金利から 0.1 ～ 1.0% を優遇）
- ◎ 保全面での優遇（第三者及び保証協会保証なし）
- ◎ スピード面での優遇（融資諾否回答まで 7 営業日以内）

### ●連携金融機関

横浜銀行・横浜信用金庫・神奈川銀行・川崎信用金庫・湘南信用金庫・かながわ信用金庫・三菱 UFJ 銀行・きらぼし銀行・商工中金

お問い合わせ  
中小企業相談部 各支部担当課（裏表紙参照）

## 会員限定保証

### 無担保一般別枠 1,000 万円保証

会員限定

横浜商工会議所が横浜市信用保証協会と提携し、横浜商工会議所の会員である中小企業者に対して無担保一般保証限度額を拡大し、別枠 1,000 万円の保証を用意した会員優遇制度です。急な資金需要にもスピーディにお応えします。

#### ●保証限度額 一企業 1,000 万円以内

※ ただし、無担保一般保証枠 8,000 万円の別枠とし、既保証分を含め 2 億 8,000 万円を限度とします

#### ●資金使途 運転資金及び設備資金 ●保証期間 7 年以内

#### ●保証料率 一般料率

#### ●取扱金融機関

横浜銀行・神奈川銀行・横浜信用金庫・湘南信用金庫・商工中金・川崎信用金庫・  
かながわ信用金庫

お問い合わせ

中小企業相談部 各支部担当課（裏表紙参照）

## 創業支援融資【創業特例】

### 横浜商工会議所が神奈川県と連携して創業を支援

横浜商工会議所が神奈川県と連携し、新たに事業を始める方を支援する創業者向け融資です。融資のお申し込み前に横浜商工会議所の経営指導を受け、融資実行後概ね 2 回以上経営指導を受けることを約束した方で、1 ヶ月以内に開業予定の個人事業者、及び 2 ヶ月以内に開業予定の法人事業者（NPO 法人・医療法人を除く）、また創業後の方でも 5 年未満の中小企業者等であれば融資対象となります。

#### ●融資条件

- ① 1 ヶ月以内に個人事業を開業予定の方
- ② 2 ヶ月以内に法人事業（NPO 法人・医療法人を除く）を開業予定の方
- ③ 創業後、5 年未満の中小企業者等
- ④ ①～③のうち、融資申込前に商工会議所の経営指導を受け、融資実行後概ね 2 回以上経営指導を受けることを約した方

#### ●融資限度額 3,500 万円

#### ●融資期間 1 年超 10 年以内

#### ●融資利率 年利 1.6% 以内

#### ●担保・保証人 原則無担保・無保証人ですが、法人の代表者は連帯保証人となります

#### ●信用保証 神奈川県信用保証協会の信用保証

#### ●保証料率 0.00%（保証料負担なし）

お問い合わせ

中小企業相談部 各支部担当課（裏表紙参照）

## 日本政策金融公庫による融資相談会

### 第三者保証人を不要とする融資など、長期で低利な資金をお探しの方に

横浜商工会議所では、日本政策金融公庫（国民生活事業）融資担当者による定例融資相談を行っています。相談内容は日本政策金融公庫の融資制度や創業融資等。ご相談はすべて事前予約による個別相談です。お気軽にお問い合わせ、ご相談下さい。

### お問い合わせ

※要予約

対 象	日 程	時 間	お申込み	お問い合わせ
南・港南・磯子区のお客様	第1火曜日	13:00～16:00	南部支部担当課	中小企業相談部 (裏表紙参照)
神奈川・港北区のお客様	第2水曜日	13:00～16:00	北部支部担当課	
中・西・鶴見区のお客様	第2木曜日	13:00～16:00	東部支部担当課	
戸塚・栄・泉区のお客様	第2金曜日	13:00～16:00	西部支部担当課	
創業融資相談	第3水曜日	13:00～16:00	経営支援課	
緑・青葉・都筑区のお客様	第3木曜日	13:00～16:00	北部支部担当課	
金沢区のお客様	第3金曜日	10:00～12:00	南部支部担当課	
保土ヶ谷・旭・瀬谷区のお客様	第3金曜日	13:00～16:00	西部支部担当課	

# 業務支援

## 労働保険事務組合

面倒な労働保険の事務をお引き受けします

会員限定

労働者を一人でも雇用する事業主の方は、必ず労働保険（労災保険および雇用保険）に加入しなければなりません。横浜商工会議所の労働保険事務組合は、小規模事業主の皆様にとって、雇用保険の届出、保険料の申告納付などの面倒な事務をお引き受けする労働保険事務代行サービスです。

### 労働保険事務組合をご利用するメリット

- 労働保険料の申告・納付等の事務負担が軽減できます
- 保険料の大小にかかわらず3回に分割して納付することができます
- 中小事業主・役員・家族従事者の方々も労災保険に加入できます（特別加入）

### 労働保険事務委託手数料

雇用保険被保険者数	月額（税抜）
0名～4名	1,800円
5名～15名	3,600円
16名～30名	5,400円
31名以上	雇用保険被保険者数 × 180円

お問い合わせ

中小企業相談部 各支部担当課（裏表紙参照）

## BCP（事業継続計画）相談窓口

緊急事態発生！そんな時のために対策を

BCP（Business Continuity Plan: 事業継続計画）とは、組織が災害、突発事件・事故等により、重要なビジネス活動が停止もしくは大幅な中断及び売上・収益の低下や信用不安等に見舞われた際に、重要な業務のみを絞り込み、優先的に継続する体制やルール等を事前に取り決めた手順書のことです。

企業は、BCPを作成することにより、重要業務を中断せずに再開することができ、顧客の他社流出やマーケットシェアの低下防止を図ることができます。またその他にも取引先等からの評価や企業価値の向上、企業の社会的責任への貢献等、BCPには数多くのメリットがあります。横浜商工会議所ではBCPの相談窓口を設置しておりますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ

中小企業相談部 各支部担当課（裏表紙参照）

## 「SDGs 経営」 専門相談窓口

### 「SDGs 経営」 を目指す中小企業を後押し

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015 年に国連サミットで採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」ことが理念に掲げられています。

中小企業にとって、SDGs を企業経営に取り込む、もしくはどのように導入し、事業にいかしていくかを検討することが、持続的な企業価値の向上の観点から重要な課題となっています。また SDGs に取り組むことで得られる公的認証制度や支援策など多くのメリットもあります。横浜商工会議所では「SDGs 経営」 専門相談窓口を設置しておりますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ

中小企業相談部 各支部担当課 (裏表紙参照)

## デジタル化相談窓口 (デジタル化支援サイト)

### IT 導入・デジタル化でさまざまな経営課題を解決してみませんか

クラウドサービスの利活用や EC サイト構築など、今後必要となるデジタル化の対応にお困りの事業者の皆さまのために、当所では「デジタル化相談窓口」を開設し、事業者のさまざまな経営課題の解決に最適な IT ツールの選定やデジタル化をサポートしています。

また、IT 導入・デジタル化支援に係わる製品・サービスをニーズやキーワード等から検索できる「デジタル化支援サイト」を用意し、製品・サービスの一覧化やマッチングの促進にも取り組んでいます。

詳細はデジタル化相談窓口専用サイトをご参照の上、お気軽にご相談下さい。

デジタル化相談窓口  
(デジタル化支援サイト)  
<https://ycci-dx.jp/index.php>  
またはこちらから！



お問い合わせ

中小企業相談部 TEL 045-671-7451



## 中小企業アジア展開支援アドバイザー紹介制度

### 海外展開を目指す中小企業の皆様に支援します

現在、中小企業の経営において、豊かな資源や人材、新たな市場獲得を目的とした事業の海外展開が課題となっており、とりわけ成長著しい「アジア」地域の活力の取り込みが注目されています。横浜商工会議所「中小企業アジア展開支援アドバイザー紹介制度」は、事業の海外展開を目指す中小企業の皆様に対して、アジア各国でのビジネス展開に精通した横浜商工会議所会員の弁護士やコンサルタント会社等の専門家をアドバイザーとして、無料でご紹介する制度です。

#### ●サポート・アドバイス内容

総合コンサルティング、市場調査・販路開拓、拠点・工場設立、金融・融資制度・貿易保険、法律・知的財産、会計・税務、物流・通関・輸出入支援、人材育成・人事労務、通訳・翻訳、現地情報、等

- 事務局から相談内容に沿ったアドバイザー候補リストを提示し、アドバイザーを選択して頂きます。
- 事務局でアドバイザーとの面談の日程調整を行います。面談日時が決定しましたら、事務局立ち会いのもと、面談を行って頂きます。ここまでが本制度の適用範囲で無料にてご利用頂けます。
- 引き続き当該アドバイザーによる相談対応を希望する場合は、以降は事務局を介さずにアドバイザーとの間で費用等をお決め頂き相談を継続して下さい。

お問い合わせ

国際部 TEL 045-671-7406

## 部会活動

業界の意見収集や交流事業を行います

会員限定

商工会議所には、会員が営んでいる主な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために部会を置くことが定められています。横浜商工会議所には現在 10 の部会があり、それぞれの部会ごとに商工業に関する諸問題の協議・意見収集を行ったり、交流会、講演会、産業視察会等を開催し、事業者の皆様が懇親や情報交換を行う機会を提供しております。部会は、多様化する経済環境に対応するため、会員企業の主要業種となる第 1 部会の他、ご希望により、関連業種となる第 2 部会に所属することもできます。

### 部会の種類

- 小売部会
- 卸・貿易部会
- 工業部会
- 機械・金属工業部会
- 建設部会
- 港湾運輸倉庫部会
- 観光・サービス部会
- 情報関連産業部会
- 不動産・リース業部会
- 金融部会

### お問い合わせ

部会名称	担当部署	電話番号
小売部会、工業部会、機械・金属工業部会	産業振興部 商工振興課	TEL 045-671-7470
卸・貿易部会	国際部 国際交流課	TEL 045-671-7406
建設部会	企画広報部 企画課	TEL 045-671-7438
港湾運輸倉庫部会	企画広報部 企画課	TEL 045-671-7444
観光・サービス部会	事業推進部 事業課	TEL 045-671-7423
情報関連産業部会	総務部 運営管理課	TEL 045-671-7498
不動産・リース業部会	産業振興部 経済振興課	TEL 045-671-7446
金融部会	中小企業相談部 経営支援課	TEL 045-671-7447



## 支部活動

地域の意見収集や異業種交流を行います

会員限定

支部では、横浜市内を8ブロックに分け、それぞれの地域ごとに、商工業に関する諸問題の協議・意見収集を行い、管内商工業の振興発展のための活動を行っています。また各支部がそれぞれ独自に、地域的な異業種交流会、講演会、産業視察会等のイベントを行い、会員企業の皆様の親睦やビジネスチャンスの拡大を図っています。

### お問い合わせ

事務所所在区	所属支部	担当	電話番号
鶴見区	鶴見支部	東部支部担当課	045-671-7519
中・西区	中部支部		
保土ヶ谷・旭・瀬谷区	西部支部	西部支部担当課	045-671-7525
戸塚・栄・泉区	戸塚支部		
南・港南・磯子区	南部支部	南部支部担当課	045-671-7529
金沢区	金沢支部		
神奈川・港北区	北部支部	北部支部担当課	045-671-7538
緑・青葉・都筑区	みどり支部		



## 女性会

### 女性の力で横浜を元気にします

会員限定

女性の力で地域を元気にするために、女性経営者としての資質向上や情報交換、相互交流を図り、交流会や講演会の開催等、横浜商工会議所の一翼を担う組織として、女性ならではの細やかな視点から、地域商工業の振興発展を図る活動を行っています。



#### ■入会資格

横浜商工会議所の会員である  
女性経営者及びこれに準ずる方

#### ■年会費

12,000 円

お問い合わせ

産業振興部 経済振興課 TEL 045-671-7493

## 青年部

### 若手企業人の資質研鑽と人脈作りに

会員限定

青年経営者・後継者・若手幹部社員の皆様を対象に、交流、研修事業等、様々な活動を行っています。交流会を開催し、会員同士の親睦を深め、情報交換を行うことにより、新たなネットワークの構築を図ったり、会員自らの企画立案による参加型勉強会を通じて、次世代リーダーとしてのスキルアップを図る等、青年部は明日の地域経済の発展を担う事業家育成の場としての役割も担っています。



#### ■入会資格

横浜商工会議所の会員である  
事業所の経営者・後継者・若手  
幹部社員で 40 歳以上 50 歳  
以下の方

#### ■年会費

24,000 円

お問い合わせ

産業振興部 経済振興課 TEL 045-671-7446

## 会員年頭祝賀会

新年の門出を祝います

会員限定

新年の門出を迎え、横浜商工会議所会頭・副会頭、神奈川県知事、横浜市長や、会員企業の皆様にご参加頂いて、毎年年頭に開催する祝賀会です。新春の華やいだ雰囲気の中、毎年千人以上の参加者が集う当祝賀会は、参加者同士が祝杯を上げて、素晴らしい一年になるよう祈念する毎年恒例の盛大なイベントです。



お問い合わせ

総務部 総務人事課 TEL 045-671-7400

## 会員の集い

千人規模の会員交流会

会員限定

講演会と名刺交換会を兼ねた1,000人規模の懇親・交流会を毎年開催しています。日常ではなかなか出会う機会のない会員同士が一堂に会し、和やかな雰囲気の中で、会員事業者としての一体感を深める絶好の機会となっています。



お問い合わせ

産業振興部 経済振興課 TEL 045-671-7446

## 士業ネットワーク交流懇談会

弁護士、税理士等、士業を営む方のための交流会

会員限定

弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士等、「士業」を営む会員のための交流会です。専門分野の枠を超えた情報共有とネットワーク作りのための交流懇談会を毎年開催しています。



お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7431

## 新会員交流会

新たにご入会頂いた皆様のための交流会

会員限定

新しくご加入された会員の皆様を対象とした交流会です。横浜商工会議所の事業ガイドスや、名刺交換会を兼ねた交流懇談会を毎年開催しています。ビジネスチャンス拡大の場としてぜひお役立て下さい。



お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7431

## ザ・ビジネスモール

「販路開拓・取引拡大」のための強い味方！

会員限定

ザ・ビジネスモールは日本全国の商工会議所が共同運営するネットを活用した「会員限定」の商取引支援サイトです。自社をPRしたい、自社の技術・強みを知ってもらいたい、ビジネスパートナーを探したい、仕入先を見つけたい、販路を拡大したい等、使い方は色々。日本全国の企業と商談ができるサービス「ザ・商談モール」を活用すれば、仕事の発注情報を一括で発信し、見積・提案の募集を行うこともできます。

取引先らくらく検索

自社製品・サービスをPR

ザ・商談モール

ザ・ビジネスモールの基本サービスは無料でご利用頂けます。

また、会員限定ホームページ開設サービスとしてBMプレミアム（有料）をご用意しております。

### BMプレミアム（会員限定ホームページ開設サービス）【年間利用料金 19,800円（税込）】

年間料金 19,800円（月あたり 1,650円／税込）で、ホームページらしいデザイン、商品ページ 100ページ、モバイル表示、SNS連携、「取引先らくらく検索」で上位表示、資料請求・見積り依頼フォーム、資料ダウンロード、簡単カタログ作成システムなど盛りだくさんのサービスをご提供します。

### その他、好評サービスも展開中！

#### BM-テンポ

BM-テンポは簡単にお店のホームページを作成できるサービスです。年間6,600円（税込）の料金でメインページの他に店の地図やクーポン券発行機能、SNSとの連動等のサービスを簡単な操作で利用できます！

BM-テンポで作成したホームページのイメージ



#### iタウンページとの連携

通常のiタウンページは、企業名、住所、TEL、業種、URL、E-mail、地図の7項目しか掲載されませんが、ザ・ビジネスモール登録企業は、ザ・ビジネスモールに登録している「企業PR（最大500字）」と「業務内容（最大100字）」をiタウンページにも無料で掲載できます！



お問い合わせ

総務部 運営管理課 TEL 045-671-7498

## よこはま商い発見市場！（横浜商業取引促進商談会）

### 商談会で販路開拓

横浜商工会議所が主催する商談会です。地元卸売関連・貿易関連業者と、百貨店、チェーンストア、ホテル等の仕入れ担当者が集まり、食料品や横浜、神奈川に関係のある雑貨等の商取引促進を目的に毎年開催しています。自慢の商品や製品の販路拡大、新規顧客開拓等のビジネスチャンスの拡大にお役立て下さい。



お問い合わせ  
国際部 TEL 045-671-7406

## ザ・商談！し・ご・と発掘市

### 外注・受注の新規開拓、情報収集に役立つ商談会

関東近県を中心とした広い地域の商工会議所が連携して開催する受発注商談会です。商談テーマは金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工等、いわば工業版の商談会を毎年2回開催しています。具体的な発注案件に基づき、事前に商談スケジュールを調整しますので効率的にパートナーを発掘できます。



お問い合わせ  
会員サービス部 TEL 045-671-7431



## ハマの！異業種交流会

様々な業種の企業との出会い

会員限定

会員企業が様々な業種の企業と出会うことができる交流会を開催しています。



お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7431

## 入札王

会員割引（通常料金より2割引）

毎日自動で、入札・公募・助成金・補助金情報を効率的に入手

一般競争入札の拡大に伴い、行政等から公告される入札の数は膨大な数に上っています。入札王は、官公庁、特殊法人、独立行政法人、地方自治体等の入札・公募情報をインターネットで素早く、的確に提供するサービスです。あらゆる分野の入札・公募情報に加え、助成金や補助金情報を付帯提供するこのサービスを横浜商工会議所の会員企業は、通常の2割引でご利用頂くことができます。

### ◎ポイント1

発注機関が掲載した公募・入札情報を当日、翌日にはデータベースに登録。新しい公募・入札情報を常にチェックできます

### ◎ポイント2

必要な公募・入札情報をメール配信！メールをチェックすれば重要な営業情報を見逃しません

発注地域の選択数	契約期間 6ヶ月（税込）			契約期間 12ヶ月（税込）		
	定価	会員価格	1ヶ月あたり料金	定価	会員価格	1ヶ月あたり料金
神奈川県	—	¥49,500	¥8,250	—	¥91,300	¥7,608
東京都	—	¥55,000	¥9,167	—	¥104,500	¥8,708
3都道府県まで	¥77,000	¥61,600	¥10,267	¥143,000	¥114,400	¥9,533
全国	¥385,000	¥308,000	¥51,333	¥660,000	¥528,000	¥44,000

お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7431

## 貿易関係証明（非特惠）

会員割引（登録手数料が無料 発給手数料が半額）

横浜商工会議所では、輸出される商品の国籍を証明する「原産地証明書」をはじめとした各種貿易証明書の発給を行っております。証明書の発給には、横浜商工会議所の会員・非会員を問わず、事前の登録（有効期限2年）が必要となりますが、会員であれば、下記のとおり登録手数料（11,000円（税込））が無料となるほか、発給手数料も一般料金の半額になります。

### 証明の種類

#### ●原産地証明

商品の原産国を証明する書類で、輸入国の法律・規則に基づく要請や、信用状等での要求があった場合に必要となります。

#### ●インボイス証明

適正に作成された船積書類や各種インボイス等について、当該書類が発給商工会議所に提出された事実を証明するものです。

#### ●サイン証明

申請者より書類上に自署されたサインが、商工会議所に登録されているものと同一であることを証明するものです。

### 各種料金表（税込）

貿易登録手数料	会員 非会員	無料 11,000円
発給手数料	会員 非会員	1件につき 1,100円 1件につき 2,200円
その他料金	申請事務マニュアル（1冊） 440円 原産地証明書用紙（100枚綴り） 550円	

※ 貿易登録はオンライン申請、原産地証明はオンラインと窓口申請。

お問い合わせ

国際部 TEL 045-671-7406

## 第一種特定原産地証明（EPA 特惠）

横浜商工会議所では、経済産業大臣の指定を受けた日本商工会議所の「横浜事務所」として、経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）に基づく「第一種特定原産地証明書」の発給業務を行っております。発給の申請には、一般の貿易関係証明（非特惠）とは別に日本商工会議所への事前登録が必要です。詳しくは国際部までお問い合わせ下さい。（CPTPP、日EU・EPAは除く）

お問い合わせ

国際部 TEL 045-671-7406

## 会員証明

会員限定

横浜商工会議所の会員であることの証明書（会員証明書）を無料で発行しています。

	お問い合わせ	
①会員証明書（日本語）	会員サービス部	TEL 045-671-7431
②会員証明書（英語）	国際部	TEL 045-671-7406

## 電子認証サービス（電子証明書発行サービス）

会員割引

官公庁や地方自治体への電子申請に利用可能な電子証明書として、横浜商工会議所の会員の皆様には、下記民間認証局が発行する電子証明書を特別料金でお申し込み頂くことが可能です。

### 会員割引適用対象

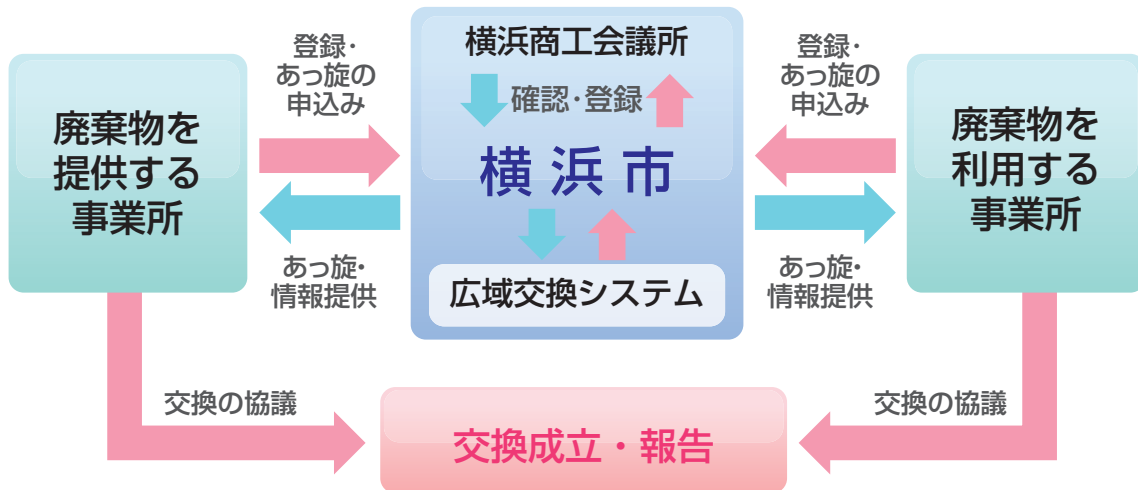
- (株)帝国データバンク TDB 電子認証サービス TypeA (IC カードタイプ)
- セコムトラストシステムズ(株) セコムパスポート for G-ID (ファイルタイプ)  
行政書士証明書 (ファイルタイプ)

お問い合わせ  
会員サービス部 TEL 045-671-7431

## 横浜市廃棄物交換システム事業

横浜市と共同で実施している資材の有効利用や廃棄物の減量化による環境保全を目的とした事業です。横浜商工会議所は、横浜市内の事業所から「廃棄物を提供する」、「自ら廃棄物を利用する」という事業所の登録を受け付け、「廃棄物交換情報」にその情報を掲載、また登録業者間での提供・利用の斡旋を行っています。

### 横浜市廃棄物交換システム図



お問い合わせ

産業振興部 商工振興課 TEL 045-671-7470

## 容器包装リサイクル

「容器包装リサイクル法」は容器包装廃棄物のリサイクル制度を作ることにより、ゴミを減らし、資源を有効活用するために制定された法律です。この法律により、ガラス瓶、ペットボトル、紙・プラスチック等の容器・包装を製造・利用する中小規模以上の事業者（特定事業者）は、そのリサイクル（再商品化）が義務づけられています。横浜商工会議所では、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から委託され、容器包装廃棄物の再商品化委託申込書の受付業務や契約代行業務を行っています。



お問い合わせ

産業振興部 商工振興課 TEL 045-671-7470

## 生命共済制度

「もしも」や「まさか」に備えて安心！

会員限定

会員事業所の発展を願って推進している福祉事業のひとつです。事業主・役員及び従業員の皆さまとご家族の生活保障を目的とした1年更新の「災害保障特約付団体定期保険」で、万が一の場合の死亡退職金や弔慰金の財源を確保します。また、豊富な保障内容で労災保険の上乗せとしてもご活用頂けます。

### 制度の特徴

- 低廉な掛金で商工会議所のスケールメリットを活かした大きな保障が得られます
- 病気・災害による死亡、事故による入院を業務中・業務外を問わず24時間365日保障します
- 病気による入院、不慮の事故による通院、並びに成人・結婚・出産された場合は、当所独自サービスの見舞金・祝金を支給します
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合は配当金をお支払いします
- 保険金・給付金の受け取りは事業所（事業主）です

### 加入資格

会員事業所の事業主  
および役員・従業員  
で14歳6ヶ月  
超70歳6ヶ月以  
下の方

★生命共済制度加入者特典★

自宅で受けられる  
「がん予防検診」優待サービス

「がん予防検診」は郵送による大腸がん・子宮頸がん・ピロリ菌抗体(胃がん)検査です。本検査は、時間に拘束されず手軽に行えるのが特徴です！特別割引料金でご案内(10月下旬)しています。

### 保障コースと掛金の例

(3口～20口までご選択頂けます)

給付の範囲		10口コース	6口コース	3口コース	
不慮の事故による死亡・高度障がいのあるとき		2,000万円	1,200万円	600万円	
病気による死亡・高度障がいのあるとき		1,000万円	600万円	300万円	
不慮の事故で障がい状態になられたとき		程度により 700万円～100万円	程度により 420万円～60万円	程度により 210万円～30万円	
不慮の事故で5日以上入院されたとき		一日につき15,000円	一日につき9,000円	一日につき4,500円	
見舞金(病気による入院・ケガによる通院)		30,000円～50,000円	18,000円～30,000円	10,000円～15,000円	
祝金(成人・結婚・出産)		15,000円	10,000円	5,000円	
月額掛金 新規のご契約は70歳6ヶ月まで(80歳6ヶ月まで更新継続できます)	15歳～	男性	3,390円	2,034円	1,017円
	35歳	女性	2,900円	1,740円	870円
	36歳～	男性	3,650円	2,190円	1,095円
	40歳	女性	3,310円	1,986円	993円
	41歳～	男性	4,080円	2,448円	1,224円
	45歳	女性	3,540円	2,124円	1,062円

お問い合わせ

産業振興部 共済課 TEL 045-671-7412

## 特定退職金共済制度

### 従業員の退職金制度の整備を

従業員の退職金のご準備は大丈夫でしょうか。この制度は、横浜商工会議所の地区内事業所の発展を願って実施している福祉事業のひとつです。従業員の福利厚生を図って勤労意欲を高め、人材を確保して事業の安定成長を図ることを目的とした制度で、国の承認を得て実施しております。

#### 制度の特徴

- 将来必要な退職金を計画的に準備できます
- 月額掛金 1口1,000円から最高30口30,000円まで掛けられます
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます
- パート従業員も加入できます
- 法律で定められた退職金支払いのための保全措置が講ぜられます
- 中小企業退職金共済制度との重複加入もできます
- 当制度は神奈川県「建設業経営事項審査」の加点評価項目になります

#### 加入資格

横浜市内事業所に雇用される14歳7ヶ月以上65歳6ヶ月までの方（個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族、法人の役員は加入できません）



お問い合わせ

産業振興部 共済課 TEL 045-671-7412

## 年金共済制度

### 公的年金を補完し、ゆとりある老後を

会員限定

横浜商工会議所の会員企業の事業主・役員および従業員の皆様の公的年金をカバーするための共済制度で、将来お受け取りになる年金を毎月計画的に積み立てることができます。この制度は、老後保障資金の準備・財産形成を目的に、団体（横浜商工会議所）を契約者として運営されている団体年金保険商品で、積立金を原資として年金または一時金が受け取れる制度です。

#### 制度の特徴

- 年金受給権取得前に脱退された場合でも、脱退一時金が受け取れます
- 5口以上(1口1,000円)ならば、掛金額が自由に決められます
- 満70歳になった時、または加入10年以上経過し、満60歳以上で脱退された時に年金の支払が開始されます
- 年金開始時に①10年確定年金 ②15年保証終身年金 のいずれかを選択できます

#### 加入資格

会員事業所の事業主・役員およびその従業員で、満15歳以上満65歳未満の方

お問い合わせ

産業振興部 共済課 TEL 045-671-7412

## 情報漏えい賠償責任保険制度

### 個人や法人の情報漏えい対策に

会員限定

個人情報保護法が施行されてから、企業には厳しい個人情報の管理が求められていますが、人為的ミスによるデータの紛失など、情報の漏えい事故を防ぐことはとても困難なのが実情です。また、ひとたび漏えい事故が起これば企業の信用を失墜させるばかりか、多額の損害賠償金や謝罪費用等の支払いが発生します。本保険制度は、万が一、事業者の保有する個人や法人の情報が漏えいした場合に対応する保険制度です。

#### 制度の特徴

- 全国商工会議所のスケールメリットで一般の契約より最大約 68%割安に加入できます
- 個人情報のみならず、法人情報の漏えいも補償の対象となります
- クレジットカード番号、死者情報、従業員情報、紙データの漏えいも対象です。また使用人等の故意による漏えいも対象となります
- 情報漏えいの時期を問わず補償の対象となります
- 保険料は全額損金算入できます

#### 加入資格

会員事業所



お問い合わせ

産業振興部 共済課 TEL 045-671-7412

## ビジネス総合保険制度

### 様々な事業活動リスクからお守りします

会員限定

事業者は、事業活動を行なう上で様々なリスクを抱えております（例：PL 賠償・リコール・情報漏えい・施設賠償・業務遂行賠償・事業休業等）。近年、民事賠償への備えとなる施設賠償・業務遂行賠償、災害時の事業休業補償をワンストップで加入できる保険制度の必要性が高まっている中、「ビジネス総合保険制度」により、それぞれの実情にあった補償を任意で組み合わせることが可能となりました。

#### 制度の特徴

- 全国商工会議所のスケールメリットで一般の契約より最大約 33%割安に加入できます
- 事業所を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消
- 賠償責任（PL・リコール・情報漏えい・施設・事業遂行等）リスクを総合的に補償
- 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保
- 保険会社の早期災害復旧支援により事業継続を後押し

#### 加入資格

会員事業所

お問い合わせ

産業振興部 共済課 TEL 045-671-7412

## 業務災害補償プラン

労災リスクから企業・経営者をお守りします

会員限定

労働安全衛生法改正に伴い、企業側の安全配慮義務が厳格化された背景の下、労務リスク管理に対する重要性はますます高まっています。「業務災害補償プラン」は、企業・経営者を労災リスクから守るべく、使用者賠償責任並びに雇用関連賠償責任、従業員の業務中の事故による死亡・入通院等を総合的に補償します。

### 制度の特徴

- 全国商工会議所のスケールメリットで一般の契約より最大約 56%割安に加入できます
- 過労死やメンタル自殺等による使用者責任だけでなく、セクハラ・パワハラによる管理責任にも対応可能
- 従業員 50 名以上の事業所に義務付けられる「ストレスチェック」を無料で提供

### 加入資格

会員事業所

お問い合わせ

産業振興部 共済課 TEL 045-671-7412

## 休業補償プラン

病気やケガによる休業時の所得減に

会員限定

経営者本人とその従業員が、病気やケガで働けなくなった場合に、収入の減少部分を補う（生活水準を落とすことなく、安心して療養に専念できるように設計した）ものです。本プランは、従業員の福利厚生の実現はもちろん、経営者本人の万一の備えにも利用できる内容となっており、公的な社会保障制度（政府労災保険の休業補償給付など）というセーフティネットのない自営業者も加入できます。

### 制度の特徴

- 入院中のみならず、自宅療養期間中の就業不能も補償
- 就業外での病気(新型コロナウイルス・新型インフルエンザ含む)・ケガまで補償(国内外を問わず、365日24時間補償)
- 医師の診査が不要で加入手続きが簡単
- 天災(地震・噴火・津波など)によるケガも補償
- 家事従事者の方も加入可能
- 介護も補償
- 1年を超える長期休業も補償

### 加入資格

会員事業所

お問い合わせ

産業振興部 共済課 TEL 045-671-7412



## 小規模企業共済制度

### 節税対策にもなる事業主・役員の退職金制度

小規模企業の個人事業主の廃業や、会社の役員の方の退職に際し、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。掛金は税法上、全額を「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象となる所得から控除することができます。

#### 制度の特徴

- 掛金は個人所得（課税対象所得）から全額所得控除
- 共済金受取時に税制上の優遇があり、一括・分割受取可能
- 掛金は月額 1,000 円～ 70,000 円の範囲で自由に設定でき加入後増減額できます（500 円単位）
- 災害時や緊急時には契約者貸付制度（担保・保証人不要）が利用できます

#### 加入資格

常時使用する従業員が 20 名以下（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業は 5 名以下）の個人事業主（共同経営者含む）、または会社役員、その他組合の役員等、他詳細はお問い合わせ下さい

#### お問い合わせ

中小企業相談部（裏表紙参照）

## 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

### 連鎖倒産からあなたの会社を守ります

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、共済金の貸付が受けられる共済制度です。「もしも」の時の資金調達として、当面の資金繰りをバックアップし、中小企業の皆様を連鎖倒産から守ります。

#### 制度の特徴

- 掛金月額は 5,000 円から 200,000 円の範囲内で自由に選べ、加入後増減額できます（5,000 円単位）（減額には一定条件が必要）
- 貸付は「回収が困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の 10 倍相当額」のいずれか少ない金額の範囲内で受けられます（最高 8,000 万円）
- 共済の貸付は無担保・無保証人・無利子で、返済は貸付金額に応じて 5 年～7 年の毎月均等償還です（ただし貸付を受けた共済金の 10 分の 1 に相当する掛金の権利は控除されます）
- 一時貸付金（有利子）の制度もあります（解約手当金の範囲内で 30 万円～ 760 万円の 5 万円単位、期限一括返済）
- 掛金総額が 800 万円になるまで積み立てられ、掛金月額の 40 倍に達した後は掛け止めもできます
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます

#### 加入資格

引き続き 1 年以上事業を行っている中小企業者又は組合、他詳細はお問い合わせ下さい

#### お問い合わせ

中小企業相談部（裏表紙参照）

## 検定試験

### 商工会議所の検定試験で実務能力のレベルアップ

商工会議所の検定試験は、全国統一基準で実施される「公的」な試験です。社会人として活躍できる人材としての能力を証明する手段として各方面から高い信頼を得ており、即戦力を求める企業からも、特別な能力やスキルを持つ人材であることの証として高く評価されています。ぜひ横浜商工会議所の検定試験に挑戦してみてください。

### 年間検定試験開催予定

検定試験	試験日	検定試験	試験日
簿記検定	6月・11月・2月	簿記検定(2級・3級・初級)	ネット試験方式 ※随時受験可能 日本商工会議所 HP または 日商検定情報 ダイヤル 050-5541-8600 までお問い合わせ 下さい。
珠算能力検定(そろばん)	6月・10月・2月	リテールマーケティング(販売士)検定	
メンタルヘルス・マネジメント検定	11月・3月	日商 PC 検定	
ビジネス会計検定	10月・3月	電子会計実務検定	
カラーコーディネーター検定	ネット試験方式 ※受験期間指定	日商ビジネス英語検定	
ビジネス実務法務検定	東京商工会議所 HP または	キータッチ 2000 テスト	
福祉住環境コーディネーター検定	東京商工会議所 検定センター	ビジネスキーボード検定	
環境社会検定(eco検定)	050-3150-8559	原価計算初級	
ビジネスマネジャー検定	までお問い合わせ下さい。	日商プログラミング	

- 各検定試験受験要項につきましては、横浜商工会議所及び横浜市内の特定書店で配布しています。  
 ※配布は、メンタルヘルス・マネジメント検定試験、ビジネス会計検定試験の要項となります。  
 ※珠算能力検定の要項は、書店では配布しておりません。横浜商工会議所の窓口のみの配布となります。  
 ※簿記検定をはじめ、上記以外の検定試験については、紙媒体の受験要項はございませんのでホームページをご確認下さい。
- 開催日時・申込期間等、詳細については、当所ホームページ「検定試験」をご覧ください。ただか、下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ  
 事業推進部 人材開発課 TEL 045-671-7421

## ビジネスセミナー

セミナーを上手に活用してビジネス能力の向上を

会員限定

横浜商工会議所では、新入社員、若手社員、中堅社員、管理者にいたる階層別、また営業、総務、労務、経理などの職種別研修、簿記検定試験対策講座等、年間を通じて、多彩なプログラムによる企業人材育成のためのセミナーを多数開催しています。

### ビジネスセミナー受講料（税込）

※ 講座によっては、金額が異なることがあります。

	会員
半日セミナー	8,000 円
1日セミナー	13,000 円

- 日時、受講料、お申込み方法等、詳細については当所ホームページに掲載される開催案内をご覧ください。
- セミナータイトル、内容、開催時期については変更になることがあります。また申込者が少ない場合、中止となることがあります。
- 上記の他にも、随時、セミナーを開催しています。詳しくは、当所ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

事業推進部 人材開発課 TEL 045-671-7421

## WEB セミナー

パソコンやスマホを利用して経営に関するコンテンツを視聴 **会員限定・無料**

インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、  
様々な経営情報が取得できるサービスです！

オススメ  
Point 1

**お好みの動画コンテンツがクリックひとつで視聴可能！**

動画コンテンツは、「じっくり聞きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」など、仕事に役立つ情報やヒントが満載。パソコンやスマホ・タブレットから専用サイトにアクセスすれば、お好みの動画コンテンツがクリックひとつで即座に視聴できます。

オススメ  
Point 2

**何時でも・何処でも・何時でもご利用頂けます！**

時間・場所を問わずアクセス可能なインターネットの特性を活かし365日・24時間利用可能！忙しくて会合や研修会に参加できない方などに最適なサービスです。経営者の自己研鑽や勉強会（社内研修）などにご活用下さい。

オススメ  
Point 3

**500本以上の多彩なコンテンツが無料で見放題！毎月、新たなコンテンツを随時更新！**

一般経営、税務・経理、研修・人材育成、労務など、経営に役立つ情報や朝礼でのヒント集など幅広いテーマにわたるコンテンツをライナップ。視聴できるタイトル数は500本以上（全て無料）で、旬な話題・階層別・職種別など厳選した動画コンテンツが毎月、随時更新されます。

**横浜商工会議所 WEB セミナーをご利用頂くには！**

下記メールアドレスに「事業所名」「部署名」「担当者名」「TEL」をご連絡頂くと、折り返しIDとパスワードを返信いたします。ログイン後、IDとパスワードを入力ご利用下さい。

メールアドレス

webseminar@yokohama-cci.or.jp

お問い合わせ

事業推進部 人材開発課 TEL 045-671-7421

## 横浜インターンシップ制度

学生の会員企業への就業体験を橋渡し

会員限定

将来の地域経済社会の担い手となる市内大学の学生の職業意識を醸成し、主体的な職業選択と専門能力の向上に資する機会を提供することを目的として、市内大学と市内企業、横浜商工会議所の連携・協力のもとに、本インターンシップ事業を実施しています。

### 【参加大学】

神奈川大学、関東学院大学、鶴見大学、桐蔭横浜大学、東洋英和女学院大学、フェリス女学院大学、横浜国立大学、横浜商科大学、横浜市立大学、横浜美術大学  
(2023年1月現在)

### 【受入企業】

当所会員企業

お問い合わせ

企画広報部 TEL 045-671-7444

## 市内大学と連携した合同会社説明会

地元優良企業への就職を促進

会員限定

市内に本部を置く大学と連携し、市内の企業に就職を考えている学生さんを対象に、永年にわたり事業を営んでいる企業や優れた技術・ノウハウを持つ企業などを紹介する合同会社説明会を実施しています。未来の地域経済の担い手となる人材の地元企業への就職促進を目指します。



【参加大学】 市内に本部を置く大学

【対象企業】 当所会員企業・団体

お問い合わせ

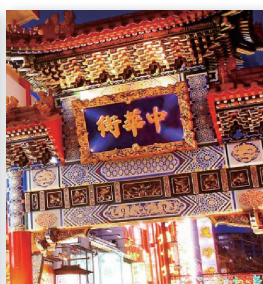
企画広報部 TEL 045-671-7444

## 会員優待サイト CHAMBER PASS

全21カテゴリーの多彩な優待サービスをご利用頂けます

会員割引

横浜商工会議所の会員企業でお勤めの経営者・従業員の方であれば、会員優待サイト「CHAMBER PASS」に掲載されているグルメ、ショッピング、宿泊など全21カテゴリーの多彩な優待サービスをご利用頂けます。経営者・従業員以外にも2親等内のご家族まで優待のご利用が可能となっております。また、優待サービスをご提供頂ける事業所様も随時募集しております。自社PRや集客力アップにつながりますので、ぜひお問い合わせ下さい。



※ 各優待サービス内容については、右の二次元コードから「CHAMBER PASS」にアクセスの上、ご覧下さい。  
なお、デジタル会員優待証「C-PASS」を表示する際のIDとパスワードは、当所広報誌「YOKOHAMA 商工季報」等を通じてお知らせします。



お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7431

## ベネフィット・ステーション(福利厚生代行サービス)

わずかなコストで大企業並みの福利厚生を

会員割引 (入会金が無料・会費割引)

ベネフィット・ステーションとは、福利厚生代行業界最大手の(株)ベネフィット・ワンが提供するサービスです。(株)ベネフィット・ワンとの業務提携により、当所会員企業の皆様には、同サービスの入会金が無料、また毎月の会費も割引金額にてご利用頂くことができ、社員1名様あたりにすると税抜1,000円以下の月会費負担で充実した福利厚生サービスを導入できます。140万以上の多彩な優待メニューを用意しており、飲食、ショッピング、映画館、クリニック、美容室、育児、介護、資格取得等、生活のあらゆる場面で社員とご家族の方にご利用頂くことができる便利な福利厚生サービスです。



お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7431

## 生活習慣病健診

経営者、ご家族、従業員の健康管理に

会員割引

定期的な健康診断があなたを生活習慣病から守ります。横浜商工会議所では、会員企業の事業主や従業員、そのご家族の健康管理のため、法定健診項目を含む生活習慣病健診を行っております。会員の皆様は割安な料金で健診を受けることができる上、オプションを利用すれば、腹部・乳腺超音波、胃がん、前立腺がん等の健診の追加受診も可能です。元気な企業経営は元気な身体が基本です。ぜひご利用下さい。

※ ピンクの欄は法定健診項目です

生活習慣病 健診	問診 診察	身長・体重・BMI・腹囲測定	視力・聴力	血圧	尿検		胸部X線	心電図	眼底検査	動脈硬化度(CAVI)	血液検査											大腸がん(便潜血2日法)
					尿糖・蛋白	尿潜血					脂質	肝機能			腎機能		膵	糖尿	貧血			
												中脘腸肝臓酵素(GOT・ALT・AST・ALP)	総蛋白・アルブミン	総ビリルビン	ALP	クレアチニン・GFR			尿素窒素	尿酸	アミラーゼ	
オプション	腹部超音波・乳腺超音波・卵巣がん(CA125)														胃がん(ピロリ菌抗体+ペプシノゲンセット)・胃部X線(バリウム)・前立腺がん(PSA)							

お問い合わせ

事業推進部 事業課 TEL 045-671-7423

## チェンバースカード

会員専用クレジットカード

会員限定

横浜商工会議所が、銀行系カード会社と提携して発行する会員専用のクレジットカードです。信頼ある横浜商工会議所のメンバーである証になる他、以下のようなメリットによりスマートなビジネスを実現します。

① 交通費や接待費など処理がラクになります。

⇒ 経費の個人立替がなくなり経費精算業務の手間を軽減できます。

② 業務の効率アップ、経費削減が実現できます。

⇒ さまざまな経費の支払いをチェンバースカードに一本化することにより、毎月の振り込み手続きが不要となり、振込手数料も削減できます。

③ カードの利用でポイントがたまり、多様な商品と交換できます。

⇒ さまざまな経費や公共料金をチェンバースカードで支払うことで、利用額に応じてポイントが付与されます。たまったポイントはオフィスで役立つ商品やギフトカード等と交換できます。

※ カードは提携カード会社（JCB、三菱 UFJ ニコス、三井住友カード、UC カード、DC カード）から選択することができます。

※ 会費はカード会社に支払う通常のカード年会費のみです。



お問い合わせ

事業推進部 事業課 TEL 045-671-7423

## YOKOHAMA 商工季報

### 春夏秋冬、年4回お届けする会報誌

会員限定

会員の皆様に、4月、7月、10月、1月の年4回、季刊発行で、会報誌「YOKOHAMA 商工季報」をお届けしています。横浜商工会議所の事業活動の報告・お知らせ、横浜市・神奈川県等、行政からの情報・連絡、セミナー・検定案内、企業経営に役立つ特集記事等、横浜商工会議所の会員として見逃せない内容となっています。また広告の掲載（有料・広告スペースは各種あります）も承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。



お問い合わせ

企画広報部 広報課 TEL 045-671-7473

## よこはまビジネスPR便(広告チラシ同封サービス)

### YOKOHAMA 商工季報に広告チラシを同封します

会員限定

「YOKOHAMA 商工季報」に会員企業の広告チラシを同封するサービスです。年4回発行、約12,000部の発行部数を誇る横浜商工会議所の会報誌に広告チラシを同封することにより、格安なDM費用で、自社のPRやビジネスチャンスの拡大につなげることができる大変ご好評を頂いております。また、お届け先は経営者の皆様なので、事業者様向けのPRに最適です。

#### ● 料金

1回あたり  
157,080円(税込)

#### ● 同封物のサイズ及び重量

ハガキより大きくA4版以下、原則として1枚(二つ折りでA4版以下なら可)

お問い合わせ

企画広報部 広報課 TEL 045-671-7473

## 横商サムライねっと

### 会員土業検索に特化したウェブサイト

会員限定掲載無料



本サービスは商工会議所会員で対象の土業資格を所持している方をネットに掲載し、経営課題を抱える経営者と土業者をマッチングするウェブサイトです。掲載可能な土業は横浜商工会議所会員であり対象となる土業資格をお持ちの方です。また、商工会議所会員であれば特別価格で土業者へ相談することができる優待機能も備えています。

最新情報は  
横浜商工会議所 HP  
またはこちらから！



お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7431

## ハマの社長ねっと

### 横浜商工会議所「会員企業」の魅力を まるごと PR

会員限定掲載無料



「ハマの社長ねっと」は代表者さまをはじめスタッフの方のご紹介、自社の「商品」・「サービス」、「求人情報」も簡単に掲載ができます。「求人情報」ページでは求職者からのエントリー受付も可能。定型フォーマットを使って編集・更新も楽々。横浜の素晴らしい企業を全国へ発信します。

最新情報は  
横浜商工会議所 HP  
またはこちらから！



お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7431

## 横浜商工会議所ホームページ バナー広告

### 横浜商工会議所ホームページのトップページで自社をPR **会員限定**

月間平均 49,000 アクセス（2021 年度実績）を誇る横浜商工会議所のホームページにバナー広告を出してみませんか。横浜商工会議所ではホームページにバナー広告枠を設けて、貴社の PR をお手伝いしています。

- 掲載料金 月額:33,000円  
(年間申し込みの場合 :330,000 円) (税込)

お問い合わせ

企画広報部 広報課 TEL 045-671-7473

## 横浜経済記者クラブ

### 新聞社・テレビ局・ラジオ局の報道 13 社が加盟

横浜経済記者クラブには、朝日新聞、神奈川新聞、共同通信、産経新聞、時事通信、テレビ神奈川、東京新聞、日刊工業新聞、日経新聞、日本放送協会、毎日新聞、読売新聞、R.F. ラジオ日本の報道 13 社が加盟しています。会員の皆様のプレスリリース（報道向けに配布する情報）を受け付けておりますので、自社新製品等の PR にぜひともご活用下さい。

お問い合わせ

企画広報部 広報課 TEL 045-671-7473



## 横商プレスリリースサポート

自社の商品やサービスをメディアにPRする  
お手伝いをします。

会員割引

企業広報支援サービス大手の共同通信 PR ワイヤーとの提携により、貴社のプレスリリースを全国のメディアへ WEB システムを活用して迅速に配信するサービスを実施しています。通常、国内向けのスタンダードプランはご利用 1 回ごとに基本料金 85,800 円(税込)が必要ですが、横浜商工会議所会員は特典料金 41,800 円でご利用頂けます。ぜひご利用下さい。

また、プレスリリースの基本を学ぶセミナーも開催しています。

お問い合わせ

企画広報部 広報課 TEL 045-671-7473

## 優良産業人表彰

永年の経営・勤続に対する輝かしい記念に

会員限定

会員企業の事業主、従業員の皆様を対象に、優秀な事業者として表彰する「優良産業人表彰」を毎年実施しています。永年の経営・勤続に対する輝かしい記念として、ぜひ当表彰事業をご利用下さい。受賞された方は表彰式で表彰状と記念品を贈呈する他、会報誌「YOKOHAMA 商工季報」や横浜商工会議所ホームページで、会社名・お名前をご紹介します。



### 表彰対象

- 会員企業・団体（会員歴2年以上）の事業主及び従業員の方
- 年齢が40歳以上で、就任年数（または勤続年数）が10年以上の方

お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7443

## 創業百五十年・創業百年会員企業顕彰

百五十年及び百年の業績を  
横浜市長・横浜商工会議所会頭の連名で顕彰します

会員限定

創業百周年を迎えられた会員企業を顕彰する「創業百年会員企業顕彰」は、1980年の横浜商工会議所の創立百周年を契機に設けられたもので、永きに亘り事業活動を続けられている会員企業の業績を称える制度です。また、2018年には、明治元年より起算して150年が経過したことを契機に、明治初期より横浜の発展に大きく貢献してきた会員企業の業績を称える「創業百五十年会員企業顕彰」を設け、「創業百年会員企業顕彰」とともに横浜市長・横浜商工会議所会頭の連名で顕彰しています。なお、顕彰の申請にあたっては、創業年数を証明する客観的な資料が必要になります。



お問い合わせ

会員サービス部 TEL 045-671-7443

## 横浜シンポジア・会議室

シンポジウム、セミナー、学術会議、国際会議等  
あらゆる会議にご利用下さい

会員割引

9階横浜シンポジアは、240名規模のシンポジウム、セミナー、学術会議から、10名～20名程度の小会議まで、様々なスケールのコンベンションに対応するハイグレードな会議場です。国際会議にも対応する4カ国語対応の同時通訳システムをはじめ、プロジェクターや大型スクリーンなど、音響・映像設備が充実しており、立食パーティーが開催できるレセプションスペースも併設しております。また、8階会議室は、参加人数に合わせていろいろな組み合わせができますので、各種会議をはじめ研修会や講習会でのご利用に最適です。

●場 所 横浜商工会議所（横浜市中区山下町2産業貿易センタービル8階・9階）



※ 会議室のタイプや収容人数、使用料金等の詳細については、当所ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

総務部 運営管理課 施設管理担当 TEL 045-671-7151

## 会員談話室「ありあけハーバービューラウンジ」

横浜港を見渡せる絶好のロケーション

会員限定

会員企業の経営者・従業員の皆様にご利用頂ける喫茶サロンです。ランチメニューのほか、パンやありあけのハーバーなどもご用意しております。お取引先とのお商談やお待ち合わせなど、お気軽にご利用下さい。

●場 所 横浜商工会議所（横浜市中区山下町2産業貿易センタービル8階）

●営業時間 平日のみ 10:00～17:00

お問い合わせ

会員談話室 TEL 045-671-7488

# 政策提言・要望

事業者の皆様の声を行政にお届けします

横浜商工会議所では、会員企業等の声を集約し、国をはじめ神奈川県、横浜市などに景気対策、産業政策、税制、都市基盤の整備等に関する様々な政策提言・要望活動を積極的に行っています。



## 横浜市政に関する要望

1992年度以来の重点継続事業として、横浜市の予算編成時期に合わせて、次年度の市政運営ならびに予算編成に対する要望・提案事項を取りまとめて提出しています。

## 神奈川県政に関する要望

1996年度以来の重点継続事業として、神奈川県の予算編成時期に合わせて、次年度の県政運営ならびに予算編成に対する要望・提案事項を取りまとめて提出しています。

## 税制に関する要望

企業の事業活動を税制面から支援するため、政府が策定する明年度の税制改正に向けて、毎年度、要望活動を行っています。

## 道路に関する要望

横浜商工会議所をはじめとする県内の34団体で構成する横浜市幹線道路網建設促進協議会などを通じて、横浜市内の幹線道路網の整備促進に関する要望活動を行っています。

お問い合わせ

企画広報部 TEL 045-671-7444

# ご入会について

ご入会については

- 会員サービス部 TEL 045-671-7432 までお問い合わせ下さい！
- 横浜商工会議所入会案内サイトから資料のご請求を！

## ●入会資格

横浜市内で6か月以上営業されている商工業者であれば、規模・業種を問わず、どなたでも入会資格があります。また、市内での営業期間が6か月に満たない商工業者、及び市内で事業活動を行う団体（協同組合・経済関係団体・病院・学校等）、個人（医師・弁護士等）は、常議員会の承認を得て、会員となることができます。

## ●加入金及び年会費について

加入金 ~~2,000円~~（キャンペーン期間中につき無料）

年会費 1口 15,000円（負担口数は下記 年会費負担基準表をご参照下さい）

※ 加入金及び年会費は、経理上損金に算入できます。また消費税法第60条の定めにより消費税の課税対象にもなりません。

※ 年会費は毎年4月にご請求します。年度途中でご入会の場合、その年度の年会費は、「4月～9月のご入会は年会費全額」「10月～12月のご入会は年会費の2分の1」「1月～3月のご入会は年会費の4分の1」となります。

## ●会員の種類と年会費負担

会員の種類	内 訳	年会費負担
法人	法人格を有する商工業者	資本金に応じて、本社・支社・支店・工場・営業所・出張所の種類ごとに下記「年会費負担基準表」の通り
団体	協同組合、経済関係団体、病院、学校等、横浜市内で事業活動を行う団体	職員数に応じて下記「年会費負担基準表」の通り
個人	・法人格を有しない商工業者 ・医師、弁護士等横浜市内で事業活動を行う個人	特定商工業者に該当する個人の場合は2口以上 それ以外の個人は1口以上

## ●年会費負担基準表

本社が横浜市内にあるもの		法人会員			団体会員		
資本金額	口数（金額）	支社・支店・工場が横浜市内にあるもの	営業所・出張所が横浜市内にあるもの	職員数	口数（金額）		
3百万円未満	1口(1万5千円)以上	1千万円未満	1口(1万5千円)以上	5千万円未満	1口(1万5千円)以上	5名未満	1口(1万5千円)以上
3百万円以上	2口(3万円)以上	1千万円以上	2口(3万円)以上	5千万円以上	2口(3万円)以上	5名以上	2口(3万円)以上
1千万円	3口(4万5千円)以上	5千万円	3口(4万5千円)以上	1億円	3口(4万5千円)以上	10名以上	3口(4万5千円)以上
3千万円	4口(6万円)以上	1億円	4口(6万円)以上	5億円	4口(6万円)以上	30名以上	4口(6万円)以上
5千万円	5口(7万5千円)以上	3億円	5口(7万5千円)以上	10億円	5口(7万5千円)以上	50名以上	5口(7万5千円)以上
7千万円	6口(9万円)以上	5億円	6口(9万円)以上	20億円	7口(10万5千円)以上	100名以上	6口(9万円)以上
1億円	8口(12万円)以上	7億円	7口(10万5千円)以上	30億円	9口(13万5千円)以上	150名以上	7口(10万5千円)以上
3億円	11口(16万5千円)以上	10億円	8口(12万円)以上	40億円	11口(16万5千円)以上	200名以上	8口(12万円)以上
5億円	14口(21万円)以上	20億円	11口(16万5千円)以上	50億円	13口(19万5千円)以上	300名以上	9口(13万5千円)以上
7億円	17口(25万5千円)以上	30億円	14口(21万円)以上	60億円	15口(22万5千円)以上	400名以上	10口(15万円)以上
10億円	21口(31万5千円)以上	40億円	17口(25万5千円)以上	70億円	16口(24万円)以上	500名以上	11口(16万5千円)以上
20億円	29口(43万5千円)以上	50億円	20口(30万円)以上	80億円	17口(25万5千円)以上	1,000名以上	20口(30万円)以上
30億円	37口(55万5千円)以上	60億円	23口(34万5千円)以上	90億円	18口(27万円)以上		
40億円	45口(67万5千円)以上	70億円	25口(37万5千円)以上	100億円	19口(28万5千円)以上		
50億円	53口(79万5千円)以上	80億円	27口(40万5千円)以上	資本金100億円以上は50億円増すごとに1口加算			
60億円	61口(91万5千円)以上	90億円	29口(43万5千円)以上				
70億円	65口(97万5千円)以上	100億円	31口(46万5千円)以上				
80億円	69口(103万5千円)以上	資本金100億円以上は50億円増すごとに2口加算		個人会員			
90億円	73口(109万5千円)以上			口数(金額)			
100億円	77口(115万5千円)以上			個人			1口(1万5千円)以上
資本金100億円以上は50億円増すごとに4口加算				特定商工業者に該当する個人			2口(3万円)以上

# 特定商工業者制度について

商工会議所法に基づき、商工会議所は、地域内の商工業の総合的な改善発達を図るとともに、地域内の商工業者の実態を把握するため、会員・非会員を問わず、一定要件に該当する事業者を特定商工業者として法定台帳を作成し、事業の適正かつ円滑な実施に活用することが定められています。

## ●特定商工業者とは

毎年4月1日現在において、それまで引き続き6か月以上、横浜市内に、本社をはじめ支店・工場・営業所・事業所を有する商工業者のうち、次のいずれかに該当する事業所です。

- ① 資本金又は払込済出資総額が、300万円以上の商工業者
- ② 従業員数20人以上（商業・サービス業は5人以上）の商工業者

## ●法定台帳

特定商工業者の皆様に事業内容等を登録して頂く台帳のことです。商工会議所はこの台帳により地域商工業の実態を把握し、国・地方公共団体に対する意見・要望や、取引の照会・斡旋等、地域経済発展のための事業に活用しています。

## ●法定台帳負担金

横浜商工会議所では、法律に基づき横浜市長の許可を受けた上で、法定台帳の管理・運用のための経費として、特定商工業者の皆様に、法定台帳負担金として毎年4,000円のご協力をお願いしています。

※法定台帳負担金は、経理上損金に算入できます。また消費税法第60条の定めにより消費税の課税対象にもなりません。

## ●特定商工業者の権利

商工会議所議員（1号議員）の選挙権（1個）を行使できます。

## ●会員と特定商工業者の関係について

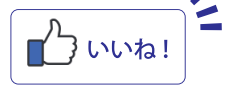
特定商工業者は法律で定められた制度です。任意加入の会員とは異なり、特定商工業者は、会員・非会員の区別なく、法定台帳へ登録することが定められております。また会員の方が特定商工業者に該当する場合は、会費のご請求とともに負担金のお願いをしています。



お問い合わせ  
会員サービス部 TEL 045-671-7431



公式SNSでも情報発信中!



TEL. 総務部…………… 045-671-7400  
企画広報部…………… 045-671-7444  
国際部…………… 045-671-7406  
事業推進部…………… 045-671-7423  
産業振興部…………… 045-671-7446  
会員サービス部…………… 045-671-7431  
FAX. ……………… 045-671-7410

中小企業相談部  
TEL. 東部支部担当課(中・西・鶴見区)  
045-671-7519  
西部支部担当課(保土ヶ谷・旭・瀬谷・戸塚・栄・泉区)  
045-671-7525  
南部支部担当課(南・港南・磯子・金沢区)  
045-671-7529  
北部支部担当課(神奈川・港北・緑・青葉・都筑区)  
045-671-7538  
経営支援課  
045-671-7450  
FAX. 045-671-7496

## 産業貿易センタービル案内図

